

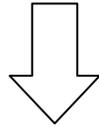
◆鉄道に関する技術上の基準を定める省令(抜粋)
(平成13年12月25日国土交通省令第151号)

第9章 施設及び車両の保全

(施設及び車両の定期検査)

第90条 施設及び車両の定期検査は、その種類、構造その他使用の状況に応じ、検査の周期、対象とする部位及び方法を定めなければならない。

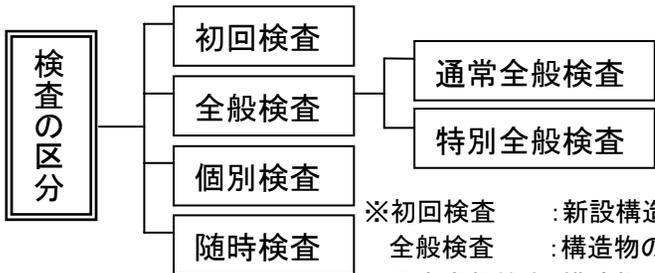
2 前項の定期検査に関する事項は、国土交通大臣が告示で定めたときは、これに従って行わなければならない。



◆維持管理標準制定(定期検査に関する標準的な管理マニュアル)

【構成概要】

- ・維持管理の基本
- ・維持管理計画
- ・検査の区分と時期
- ・変状原因の推定及び変状の予測
- ・性能の確認及び健全度の判定
- ・措置、記録 等



- ※初回検査 : 新設構造物及び改築・取替を行った構造物の初期状態を把握することを目的に実施する検査
- 全般検査 : 構造物の全般にわたり定期的実施する検査
- 通常全般検査: 構造物の性能低下又はその恐れのあるものを抽出することを目的とし、定期的実施する検査
- 特別全般検査: 構造物の健全度の判定の確度を高める目的で実施する検査
- 個別検査 : 全般検査、随時検査の結果、詳細な検査が必要とされた場合等に実施する検査
- 随時検査 : 異常時やその他必要と考えられる場合に実施する検査

(例)標準的な維持管理の手順

別添1

